

2020年7月の大雨により被災された「パルシステムでんき」ご契約組合員に対する電気料金等の特別措置について

2020年8月3日
株式会社パルシステム電力

このたびの2020年7月の大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、2020年7月の大雨に伴う被害により災害救助法が適用された地域および隣接する地域にお住いの「パルシステムでんき」ご契約組合員に対して、お申し出に基づき電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

1. 特別措置の内容

- (1) パルシステムでんきの9月度請求料金(8月検針分)、10月度請求料金(9月検針分)、11月度請求料金(10月検針分)について、申し出に基づき支払期限を1ヵ月延期いたします。
- (2) 被災日以降、被災地から避難されるなどの事情により、全くパルシステムでんきを利用いただけなかった場合、申し出に基づき被災日が属する料金計算月の翌料金計算月から最大6カ月間、パルシステムでんき電気料金を免除いたします。
- (3) 被災された組合員が、被災前と同じ契約内容で2021年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金※1は免除いたします。
- (4) 被災された組合員が、2021年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費※2は免除いたします。
- (5) 被災された組合員の電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年1月末日まで免除いたします。
- (6) 被災された組合員が、2021年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料※3は免除いたします。

※1、2、3

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、組合員からのお申し込みにより、送配電事業者の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、組合員にご負担いただくものをいいます。

2. お申し出、お問い合わせ窓口

パルシステムでんき 問合せセンター
0120-868-106
受付時間: 月曜～土曜 9:00～17:00

下記の災害救助法が適用された地域および隣接する地域が対象となります。(7月29日時点 52市町村)

(災害救助法が適用された市町村) 31市町村

山形県: 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡 山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町

(隣接市町村) 21市町村

秋田県: 湯沢市、由利本荘市

宮城県: 仙台市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡川崎町、加美郡色麻町、加美郡加美町

山形県: 最上郡金山町、最上郡真室川町、最上郡鮭川村、飽海郡遊佐町

福島県: 福島市、喜多方市、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡北塩原村

新潟県: 新発田市、村上市、胎内市、岩船郡関川村

災害救助法の適用地域については、内閣府防災情報のページでご確認いただけます。

URL: http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html